

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13562

研究課題名（和文）決済機能を有する民法規定の体系的研究—多数当事者の決済を中心として—

研究課題名（英文）A Systematic Study of Civil Code Provisions with Settlement Functions - Focusing on the Settlement of Multiple Parties

研究代表者

玉垣 正一郎 (Tamagaki, Shoichiro)

名古屋大学・法学研究科・学術研究員

研究者番号：30814074

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果の一つとして、シンガポール（日本の金融庁が、海外の金融法制の動向の1つとして着目する国）の法制を調査した結果として、1キャッシュレス決済の不正利用の問題は、当事者の過失の組み合わせに応じた損失負担ルールを抽象的に考えるだけでなく、不正取引の原因とそれに対するセキュリティ規制を併せて検討すべきこと、2消費者法の視点のみならず、競争法的な視点を含めて、総合的な立法政策の一つとして検討する必要があること、を指摘したことにある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果の社会的意義としては、シンガポール（日本の金融庁が海外の金融法制の動向の1つとして着目する国）の法制を調査した結果として、その中間的な結論を指摘したことである。その内容は、1キャッシュレス決済の不正利用の問題は、当事者の過失の組み合わせに応じた損失負担ルールを抽象的に考えるだけでなく、不正取引の原因とそれに対するセキュリティ規制を併せて検討すべきこと、2消費者法の視点のみならず、競争法的な視点を含めて、総合的な立法政策の一つとして検討する必要があること、である。

研究成果の概要（英文）：One of the results of this study, based on a survey of legislation in Singapore (a country that the Japanese Financial Services Agency has focused on as one of the trends in overseas financial legislation), is that 1) the problem of fraudulent use of cashless payments should not only be considered abstractly in terms of rules for bearing losses according to the combination of negligence of the parties involved, but also the causes of fraudulent transactions and the security regulations for them, and 2) it is necessary to consider the issue not only from the perspective of consumer law, but also from the perspective of competition law, as part of a comprehensive legislative policy.

研究分野：民法

キーワード：民法 決済

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

決済とは、当事者間の金銭債権・債務を清算することである。B から A に財・サービスが提供され、A が B に支払債務を負担する場合、この二当事者 (A 及び B) における決済の基本形態は、債務者 A が現金、銀行預貯金等の決済手段を債権者 B に交付して、債務を弁済することにある。

現代の決済システムの特徴の一つは、A・B 間の金銭債権・債務 (原因債権関係) を消滅させるために、A・B 以外の第三者が清算機関として関与し、または、清算期間を通じて複数の原因債権関係を一括して清算することにある。例えば、銀行口座振込は、振込依頼人 (債務者 A) が、自己の取引銀行 (仕向銀行) を通じて、受取人 (債権者 B) の取引銀行 (被仕向銀行) に受取人の口座への入金を委託する取引であり、そこでは、顧客 (振込依頼人 A・受取人 B) 間の債権債務関係 (原因関係) を、銀行 (仕向銀行・清算機関である中央銀行・被仕向銀行) を介して解消している。

ところが、決済として機能する民法の規定は、現代の決済システムの上記特徴 (当事者以外の第三者が決済に関与して、複数の債権債務関係が集中的に一括で清算されること) とは必ずしも整合していない。なぜならば、決済として機能する民法の各規定は、個別の債権の消滅原因を中心に規定されているうえ、各規定の共通点、相違点及び相互関係が必ずしも明らかではないからである。そのため、現代の決済システム (銀行振込・クレジットカード決済等) において不正利用 (無権限取引・瑕疵ある取引) が生じた場合、利用者の負担する損害・損失は、多数当事者間における統一的な解決ではなく、最終的に不法行為・不当利得の問題として個別的に処理せざるを得ない状況である。すなわち、現代の決済システムそして多数当事者間の決済は、債権債務関係を消滅させるという多数当事者の目的の共通性が存在することから、統一的な解決もありうるにも関わらず、契約の相対効の原則から、個別的な処理にとどまっている。実務的には、多数当事者間の特約による個別的な対応 (誤振込の組戻し、クレジットカード決済のチャージバック規定) で処理されている。

このように、現代の決済システム (銀行振込・クレジットカード決済等) 多数当事者間の決済において、不正利用 (無権限取引・瑕疵ある取引) が行われた場合において、民法の観点からの理論的説明は十分に行われていない。

2. 研究の目的

上記 1 の問題意識のもと、本研究は、当初、多数当事者間の決済において、不正利用 (無権限取引・瑕疵ある取引) が行われた場合に、利用者の損害・損失の回復請求権を理論的に基礎づける、民法の基礎的理論を提供すること」を目的として開始された。

もっとも、本研究を進めるうえでは、実務上の問題も無視できないことが判明したことから、「キャッシュレス決済の不正利用 (無権限取引・瑕疵ある取引を含む) において、利用者の保護の在り方を明らかにすること」も、本研究の目的として進めることにした。

3. 研究の方法

本研究の開始当初の目的との関係においては、広義の三者間相殺を中心とする、従来の先行研究及び重要な判例 (平成 28 年最判 [最判平成 28 年 7 月 8 日民集 70 巻 6 号 1611 頁] 平成 24 年最判 [最判平成 24 年 5 月 28 日民集 66 巻 7 号 3123 頁] 平成 7 年最判 [最判平成 7 年 7 月 18 日判タ 914 号 95 頁] など) から抽出される、現在の理論的到達点の整理・分析を進めることにした。加えて、指図の概念 (現在の日本民法の条文には存在しないものの、旧民法に規定されていた概念) に着目したうえで、決済として機能する民法の各規定の分析を進めることにした。

本研究の開始後に目的とした、「キャッシュレス決済の不正利用における利用者保護の在り方」については、諸外国を含む広い意味での立法政策 (法令の制定のみならず、事業者の自主規制を含む) の観点から検討することが有用であることから、シンガポール (同国は日本の金融庁が海外の金融法制の動向の注目している国の 1 つ) 法にも着目して検討を進めた。

4. 研究成果

本研究の当初の目的すなわち「多数当事者間の決済において、不正利用 (無権限取引・瑕疵ある取引) が行われた場合に、利用者の損害・損失の回復請求権を理論的に基礎づける、民法の基礎的理論を提供すること」については、現代の決

済システム、多数当事者間の決済について、二当事者間の法律関係に還元する方法ではなく、指図の概念に着目することに気づくに至ったものの、残念ながら、本研究期間中にまとめた成果を公表するまでには至らなかった。

研究の開始後に研究対象とした、キャッシュレス決済の不正利用における利用者の保護の在り方については、キャッシュレス決済の不正利用の問題は、当事者の過失の組み合わせに応じた損失負担ルールを抽象的に考えるだけではなく、不正取引の原因とそれに対するセキュリティ規制を併せて検討すべきこと、消費者法の視点のみならず、競争法的な視点を含めて、総合的な立法政策の一つとして検討する必要があること、という中間的な結論に至ることができ、この点については、2020年9月に論文を公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 玉垣正一郎	4. 巻 48
2. 論文標題 シンガポールにおけるキャッシュレス決済の不正使用に対する利用者保護－利用者の取引確認義務化と損失負担ルールを中心に－	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 102-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------